

下水道使用料の 改定について

— 下水道事業の経営改善に向けて —
まちづくり整備課

第2回下水道審議会

下水道事業とは

◎目的

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。(下水道法 1 条抜粋)

◎位置づけ

下水道事業は「公営企業」

(地方財政法第 6 条、地方財政法施行令第 46 条)

◎公営企業とは

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。

(例：水道事業・下水道事業・病院・交通・宅地造成など)

経営の基本原則

【地方公営企業法第3条(経営の基本原則)】

「地方公営企業は、常に**企業の経済性を発揮**するとともに、その**本来の目的である公共の福祉を増進**するように運営されなければならない。」

- (1) 独立採算の原則
- (2) 雨水公費・汚水私費の原則
- (3) 使用料の基本原則

(1) 独立採算の原則

【地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）第2項】

略…その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**



「下水道使用料」による自立経営が基本
(経営に伴う収入)

(2) 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業に係る経費の負担区分は、基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとして取り扱われる。

「雨水公費」とは、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

雨水は自然現象によるもので、雨水の排除により浸水からまちを守ることは、受益の範囲が広く一般町民に及ぶことから、**公費**により負担される。

「汚水私費」とは、経営に伴う収入⇒「使用料」で賄う

汚水は原因者や受益者が明らかことから、**私費（下水道使用料）**により負担される。

(3) 使用料の基本原則

【使用料の基本原則】

■下水道法第20条第1項

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

■下水道法第20条第2項

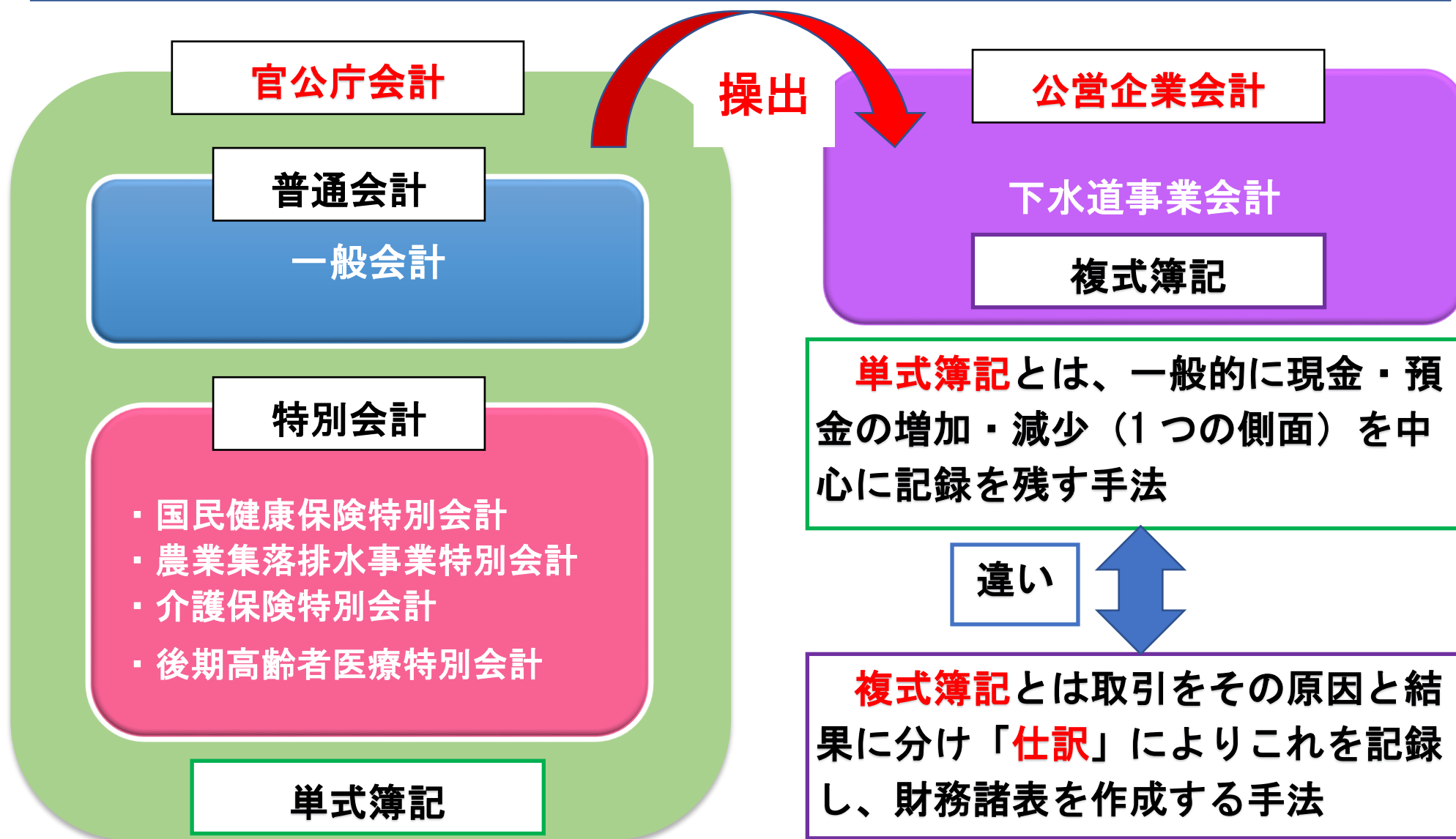
使用料は、次の原則によって定めなければならない。

1. 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
2. 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
3. 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
4. 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。



下水道法に示された基本原則に基づき、
各自治体で使用料体系を設定

松伏町の予算



松伏町の予算：官公庁会計予算と公営企業会計予算

官公庁会計

一般会計 特別会計	歳入	地方税	地方交付税	国県補助金	町債	その他
	歳出	民生費	総務費	教育費	公債費	土木費

同額

公営企業会計（下水道事業）

収益的 収支予算	収入	営業収入 (下水道使用料)	営業外収入 (長期前受金戻入・他会計負担金等)		
	支出	営業費用 (人件費、委託料等)	営業費用 (減価償却費)	営業外費用 (支払利息)	
資本的 収支予算	収入	企業債	国庫補助金	他会計負担金等	収支の赤字補填
	支出	建設改良費		企業債償還金	
					内部留保資金※

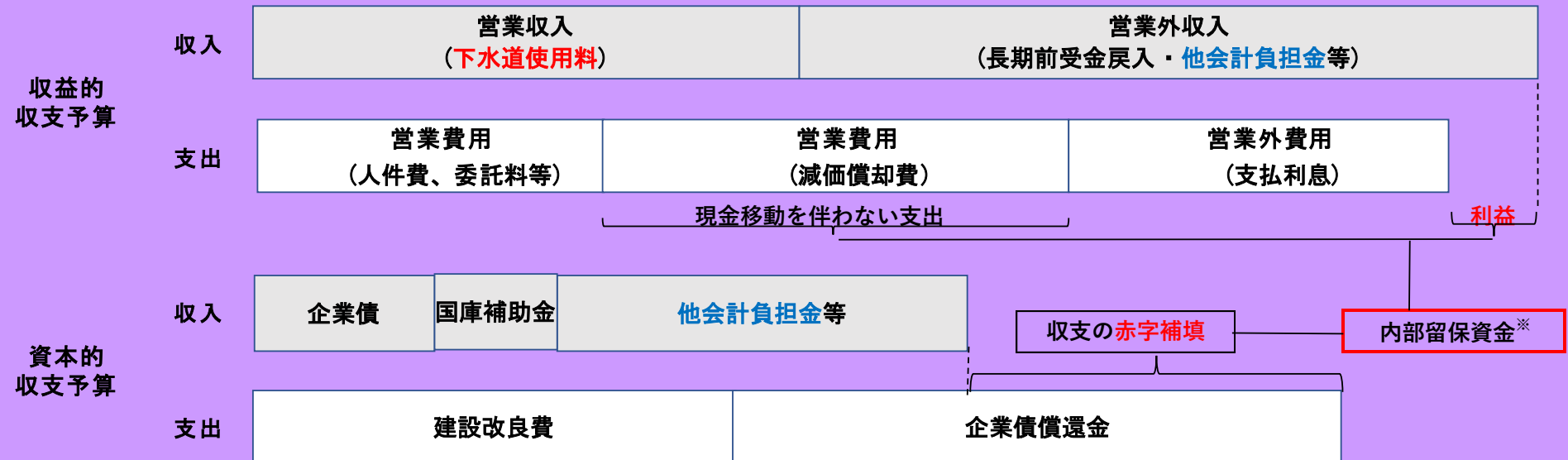
現金移動を伴わない支出

利益

※内部留保資金：収益的収支における現金の支出を必要としない費用（減価償却費等）の計上により企業内部に留保される資金

公営企業会計予算(下水道事業会計予算)

公営企業会計(下水道事業)



※内部留保資金：収益的収支における現金の支出を必要としない費用（減価償却費等）の計上により企業内部に留保される資金

バランスが崩れると・・・

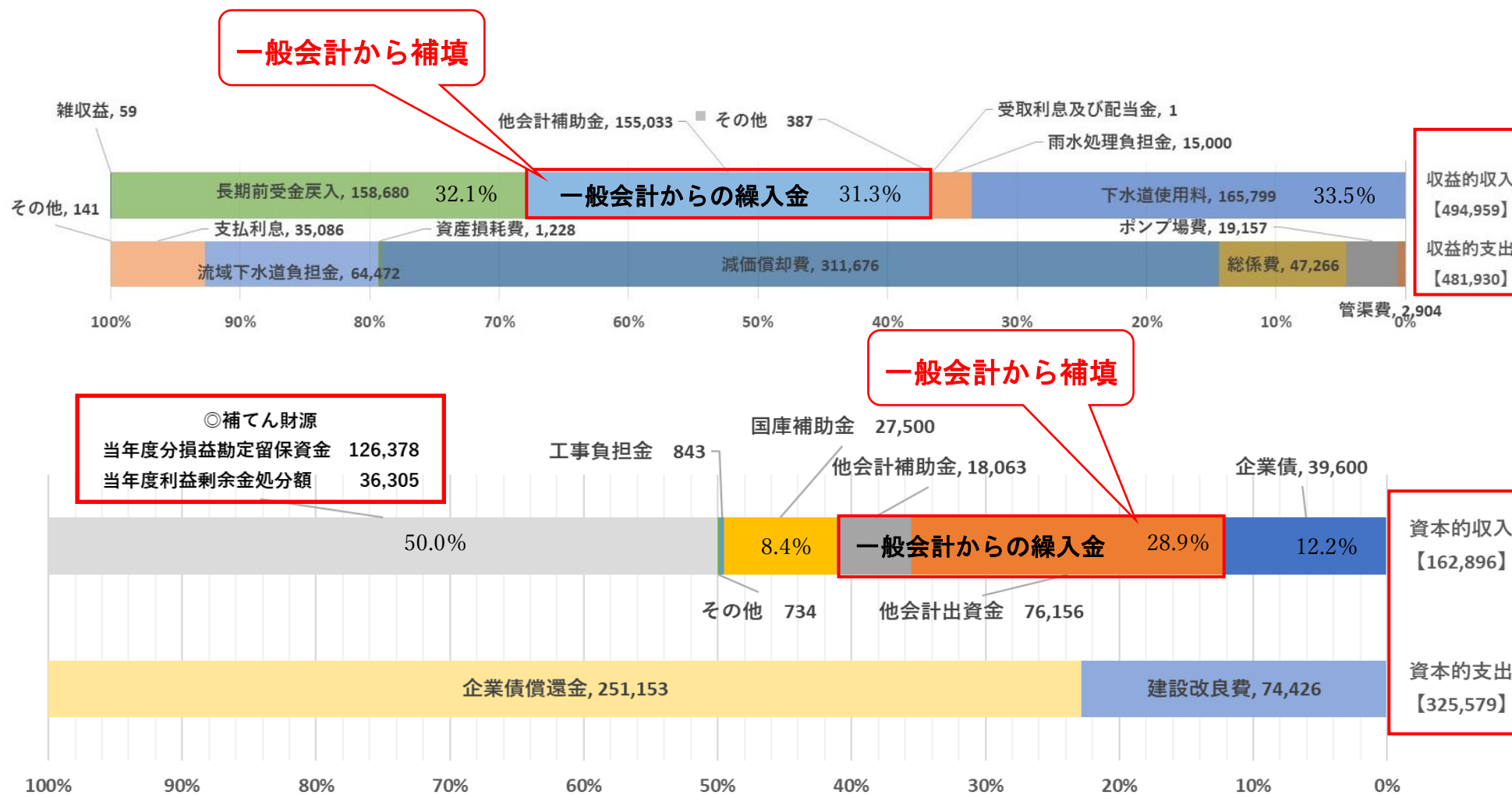


下水道事業会計予算【収益的収支と資本的収支】

区分		費目等			内容	
収益的 収支	経営活動に伴う 収益(収入)と費 用(支出)	収益 (=収入)	営業収益			維持管理負担金等の主たる営業活動から生じる収益
			営業外収益等			長期前受金戻入、一般会計からの繰入金、預金利息等の主たる営業活動以外の活動によって得られる収益
		費用 (=支出)	営業費用	主たる営業活 動のため生じ る費用	維持管理費	職員給与費、電気代等の動力費、施設の点検整備費及び修繕費など
					減価償却費	建設改良により構築した施設等について、その帳簿原価を耐用年数に応じ各年度の費用として計上するもの
営業外費用等			企業債の支払利息など、主として財務活動に伴う費用及び主たる営業活動以外によって生じる費用			
資本的 収支	施設の新設・改 築など建設改良 費や企業債償 還金などの支出 とその財源とな る収入	収入	国庫補助金			社会資本整備交付金等の国庫補助金
			建設負担金			建設改良のための支出について、受益者が負担する負担金
			企業債※			建設改良費等の財源に充てるため借り入れする企業債
		支出	建設改良費等			施設の新設・改築など建設改良のための費用
企業債償還金			建設改良費等の財源に充てるため借り入れた企業債の元金償還金			

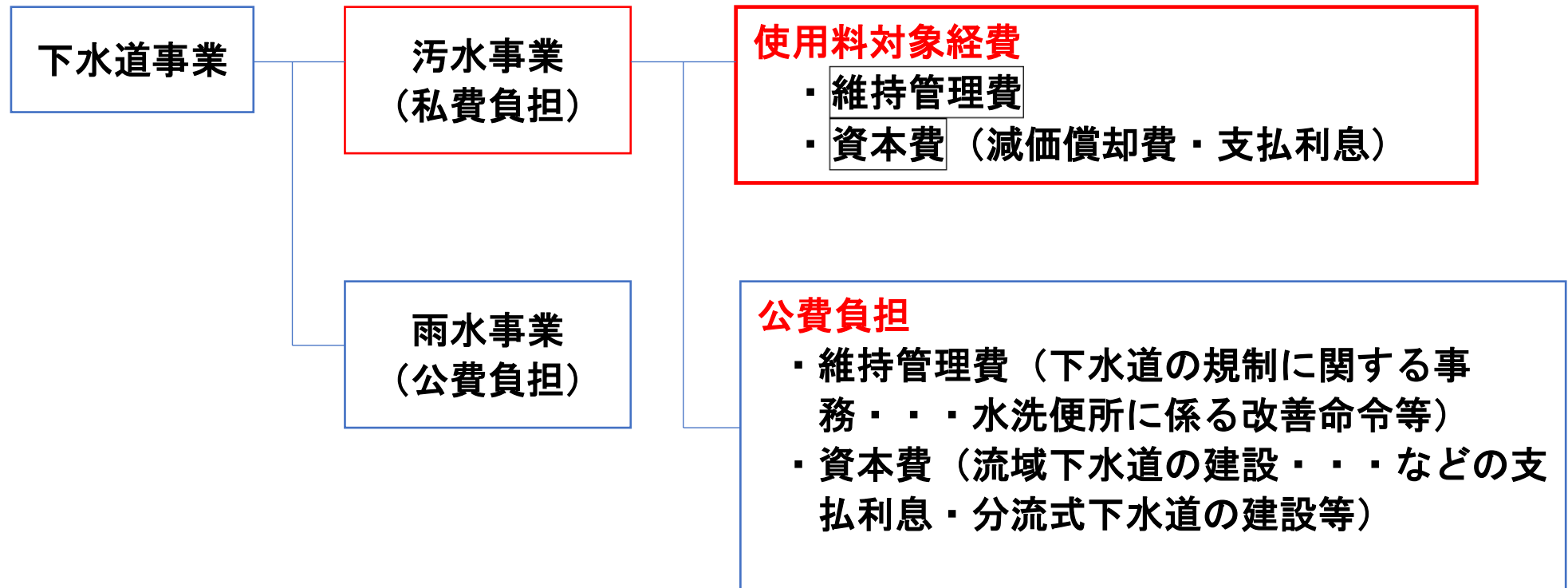
※企業債：公営企業を経営する地方公共団体が設備投資(下水道施設の建設改良費等)をするときに事業資金を調達するため発行する地方債

松伏町下水道事業会計予算：令和4年度実績

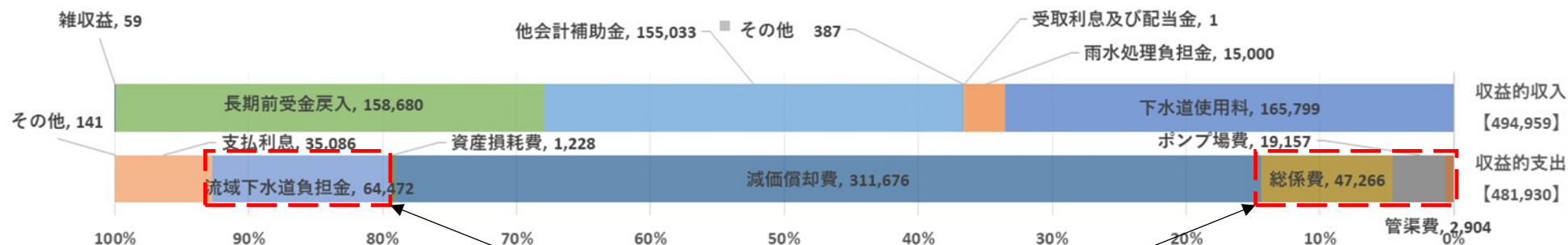


使用料対象経費について

下水道事業の費用負担



使用料対象経費について



維持管理費

維持管理費	(千円)
うち汚水処理費	130,089
うち雨水処理費	3,851
合計	133,940

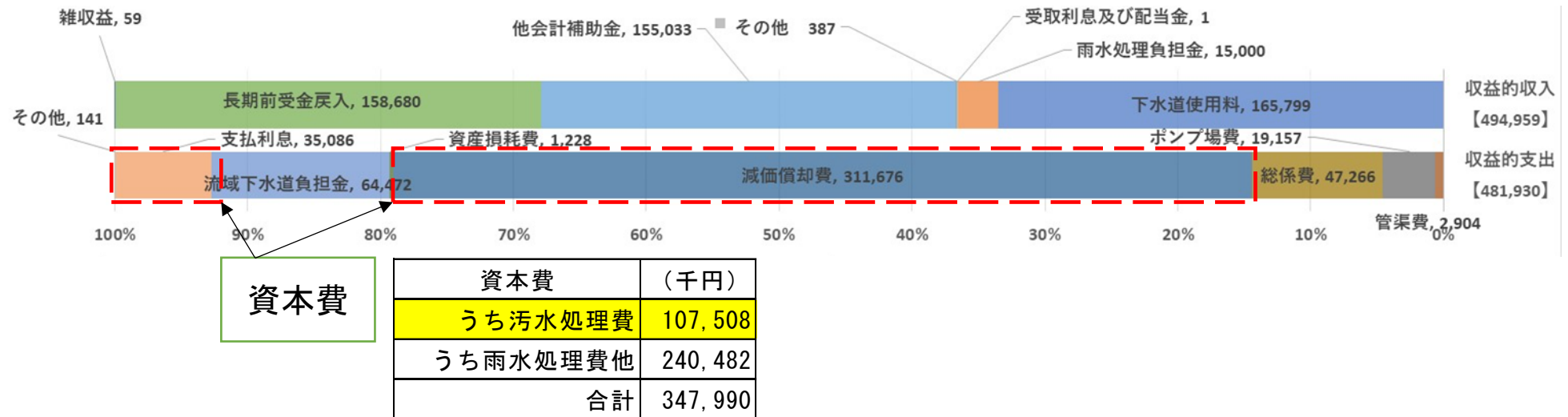
★維持管理費

維持管理費は、**既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用**

その内容は費用の目的別に、**管きよ費、ポンプ場、総係費、流域下水道維持管理費負担金等**に分類されます。

費用の性質別には、**人件費、電力費、材料費・修繕費、委託料などで構成**されています。

使用料対象経費について



★資本費

資本費は、**下水道施設を整備するために必要な費用**で、減価償却費などおよび資産維持費から構成されています。

(1) 減価償却費など

減価償却費、企業債等支払利息を資本費として計上します。

減価償却費とは、時間の経過により資産の価値が減少した分に相当する金額を費用として計上したものです。

使用料対象経費について

★使用料対象経費とは

使用料対象経費とは、「汚水に係る維持管理費および資本費のうち、公費負担分を除いた経費」が対象になります。

経費

私費負担分：使用料対象経費

公費負担分

財源

使用料収入

基準外繰入

基準内繰入

一般会計繰入金

一般会計が負担又は補助すべき経費（公費負担）は、経費の性質上、経営に伴う収入（下水道使用料）をもって充てることが客観的に困難であると認められるものになります。

基準は、「地方公営企業操出金」について

(参考) 繰出基準 (地方公営企業繰出金について)

経費のうち、その性質上、**企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの**について、総務省から示される**繰出基準**に基づき、**一般会計が負担する経費** (基準内繰出金・基準外繰出金) 下記参照：令和4年度実績

種別	繰出基準	金額(千円)	金額(千円)
基準内繰入金	雨水処理に要する経費	15,000	
	分流式下水道等に要する経費	65,870	
	流域下水道の建設に要する経費 (元金・利息)	4,338	
	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	895	
	高度処理に要する経費	2,055	
	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	240	
	臨時財政特例債の償還に関する経費	16,387	
基準外繰入金	その他(減価償却に充当、出資金等)		159,467
	合 計	104,785	159,467

決算状況（污水事業）

項目	単位	R1	R2	R3	R4
污水处理：維持管理費	千円	111,021	150,669	139,358	130,089
污水处理：資本費	千円	129,210	94,881	102,171	107,508
污水处理費合計：A	千円	240,231	245,550	241,529	237,597
経費回収率（B/A）	%	65.57	70.38	69.95	69.78
下水道使用料：B	千円	157,526	172,809	168,948	165,799
A-B 不足分	千円	82,705	72,741	72,581	71,798
年間有収水量：C	m ³	1,601,538	1,636,998	1,610,194	1,583,978
使用料単価（B/C）	円	98.36	105.56	104.92	104.67
污水处理原価	円	150	150	150	150

不足分が、**実際の「赤字額」**＝使用料収入が不足している額

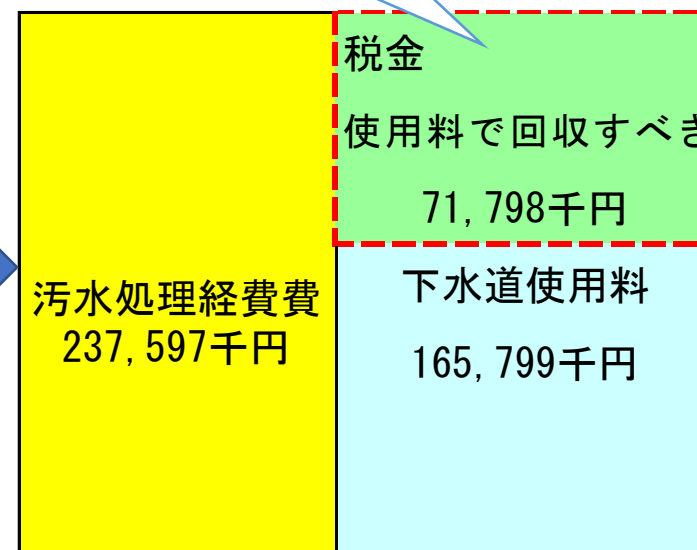
一般会計からの繰入金（基準外）について

R4 実績

維持管理費	(千円)
うち汚水処理費	130,089
うち雨水処理費	3,851
合計	133,940

資本費	(千円)
うち汚水処理費	107,508
うち雨水処理費他	240,482
合計	347,990

維持管理費+資本費	(千円)
汚水処理費合計	237,597



赤字補填：基準外繰入金

費用

収入

一般会計からの繰入金（基準外）について

接続率の推計について

接続率の比較		R4実績		
項目	単位	接続率：100%	接続率：90%	接続率：85.3%
下水道使用料	千円	192,074	183,737	165,799
汚水処理費	千円	237,597	237,597	237,597
汚水処理費に対する使用料の割合	%	80.8	77.3	69.8
基準外繰入金 （使用料で回収するべき額）	千円	45,523	53,860	71,798
一人当り基準外繰入金	円	2,312	2,736	3,647
接続率	%	100	90	85.3

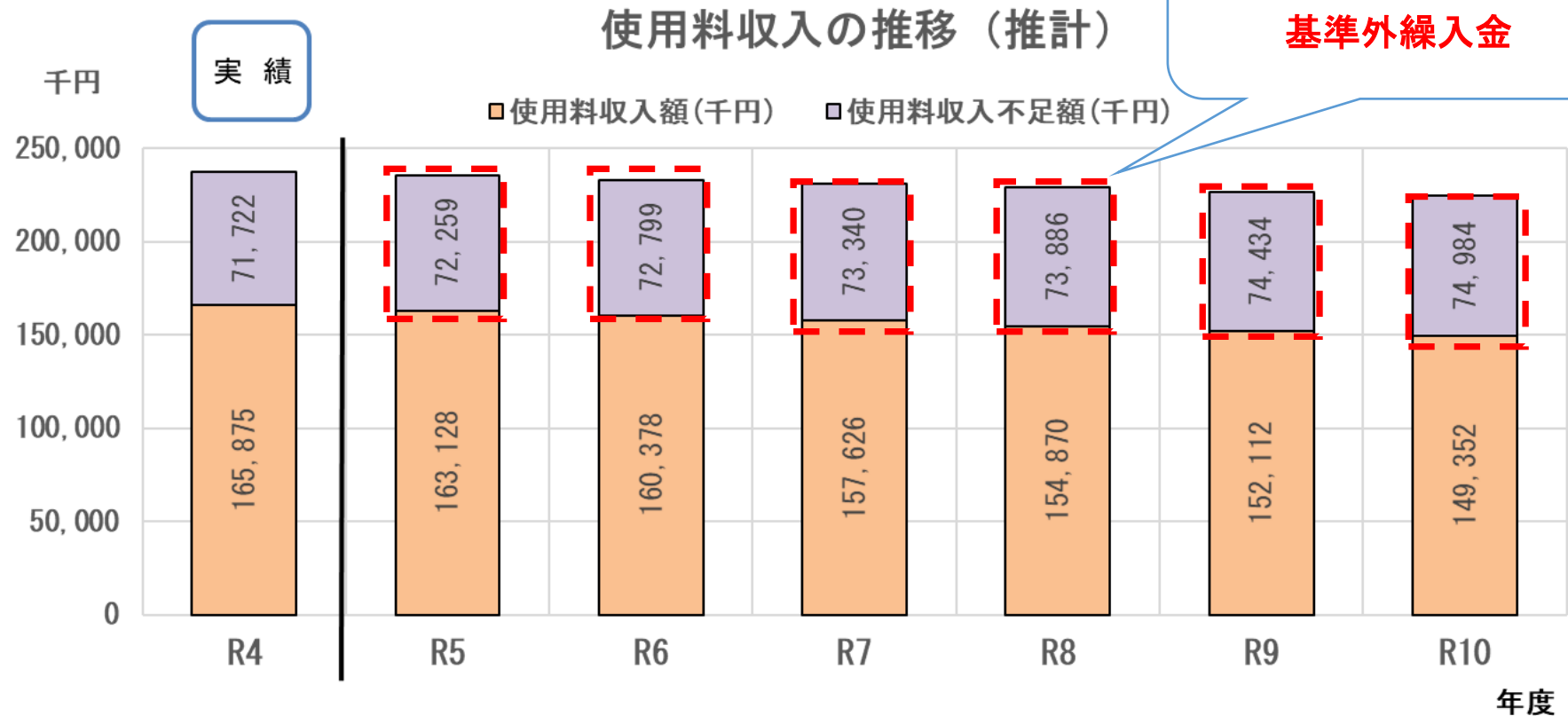
一般会計からの
繰入金
基準外繰入金
(R4実績)

使用料収入の推移について

接続率が現状で推移した場合

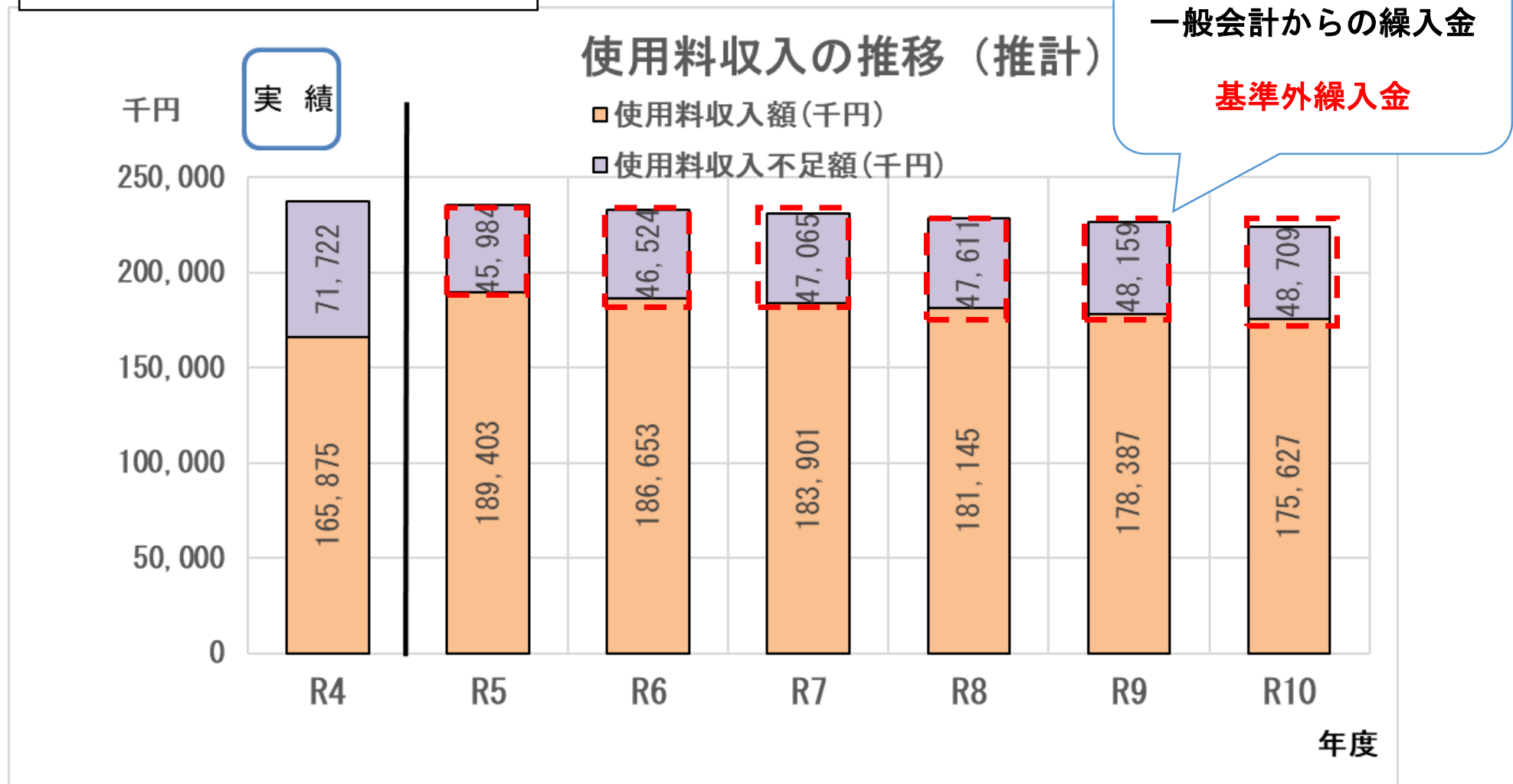
一般会計からの繰入金

基準外繰入金



使用料収入の推移について

接続率が100%の場合



経営状況と今後の見通しについて

「下水道使用料」による自立経営を達成するためには

- 経費回収率100%の達成
- 「基準外繰入金」の解消

が目標となる。

使用料収入の見通しについて

1 増加の要因

- 未接続世帯（1,248世帯）



継続的な接続率向上に向けての取組みが必要

2 減少要因

- 人口減少社会の到来⇒有収水量の減
- 節水型器の普及⇒有収水量の減、使用料単価の減
- 世帯構成人数の減⇒使用料単価の減

汚水処理費用の見通しについて

1 維持管理費

- ・ 人件費、物価の上昇が予測される。⇒増加傾向
- ・ 流域下水道維持管理費負担金の値上げ(R7 予定) ⇒増加

2 資本費

- ・ 整備工事は、概ね完了し大規模な投資事業・更新事業の予定はないため、減価償却費に大きな変動はない。
- ・ 企業債の償還に伴い、支払元金・利息は着実に減少

建設事業（污水）の見通しについて

1 污水整備事業

- ・ 整備事業は概ね完了
- ・ 令和4～8年度にかけて施設の更新工事を実施⇒増加
- ・ 令和26年から法定耐用年数である50年を超える「污水管」⇒増加

2 流域下水道建設負担金

- ・ 処理場の施設更新工事により建設工事費の負担
（松伏町の負担：12,000（千円）前後で推移）

下水道使用料による自立経営

- 【目標】
- ・ 経費回収率「100%」の達成
 - ・ 「基準外繰入金」の解消
- 【不足額】 7,000万円前後で推移

○経費削減の取組み

- ・ 維持管理費用の削減
- ・ 経営の効率化
- ・ 事業の広域化・共同化
- ・ その他

下水道使用料改定案

- 【使用料算定期間】 令和6年度～令和10年度（5年間）
- 【料金徴収区分】 一般汚水・公衆浴場汚水→据え置き
- 【基本使用料】 20m³/月の基本水量を含む金額→見直し
- 【従量使用料】 →見直し
- 【公衆浴場汚水料金】 →据え置き

現在の松伏町の下水道使用料体系（現行）

基本料金（2か月）		超過料金（2か月）1m ³ 当たり	
基本汚水量	料金	汚水排除量	料金
20m ³ まで	1,700円	20m ³ を超え40m ³ まで	100円
		40m ³ を超え60m ³ まで	110円
		60m ³ を超え100m ³ まで	140円
		100m ³ を超える分	180円

下水道使用料改定案

下水道使用料体系の比較

料金改定（A案・B案・C案）

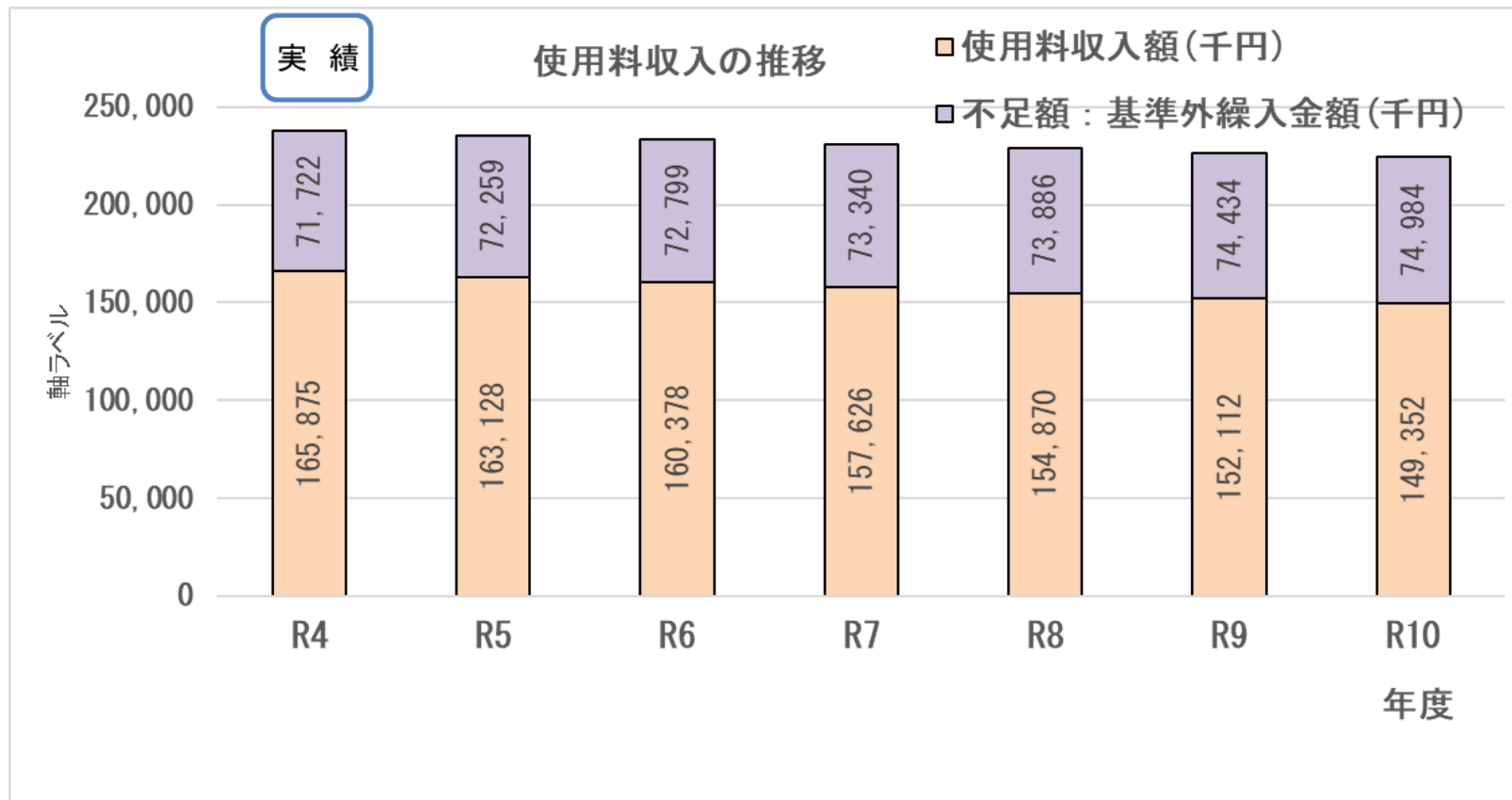
松伏町下水道使用料 改正案（税抜き）

《一般汚水》	水量区分	現 行	A案		B案		C案		
基本使用料	0～ 20m ³	1,700円	1,800円	5.9%	1,900円	11.8%	2,000円	17.6%	
	従量使用料 1 m ³ 当たり	21～ 40m ³	100円	110円	10.0%	120円	20.0%	130円	30.0%
		41～ 60m ³	110円	120円	9.1%	130円	18.2%	140円	27.3%
		61～100m ³	140円	150円	7.1%	160円	14.3%	170円	21.4%
		101～ m ³	180円	190円	5.6%	190円	5.6%	190円	5.6%
《公衆浴場汚水》 1 m ³ 当たり		70円	70円		70円		70円		

下水道使用料の算定について

現状

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R6~R10	平均
使用料収入額(千円)	165,875	163,128	160,378	157,626	154,870	152,112	149,352	774,338	154,868
不足額：基準外繰入金額(千円)	71,722	72,259	72,799	73,340	73,886	74,434	74,984	369,444	73,889
有収水量 [m ³]	1,583,978	1,569,244	1,554,510	1,539,776	1,525,042	1,510,308	1,495,574	7,625,210	1,525,042
使用料単価	104.72	103.95	103.17	102.37	101.55	100.72	99.86	-	101.534
経費回収率	69.8	69.3	68.8	68.2	67.7	67.1	66.6	-	67.68

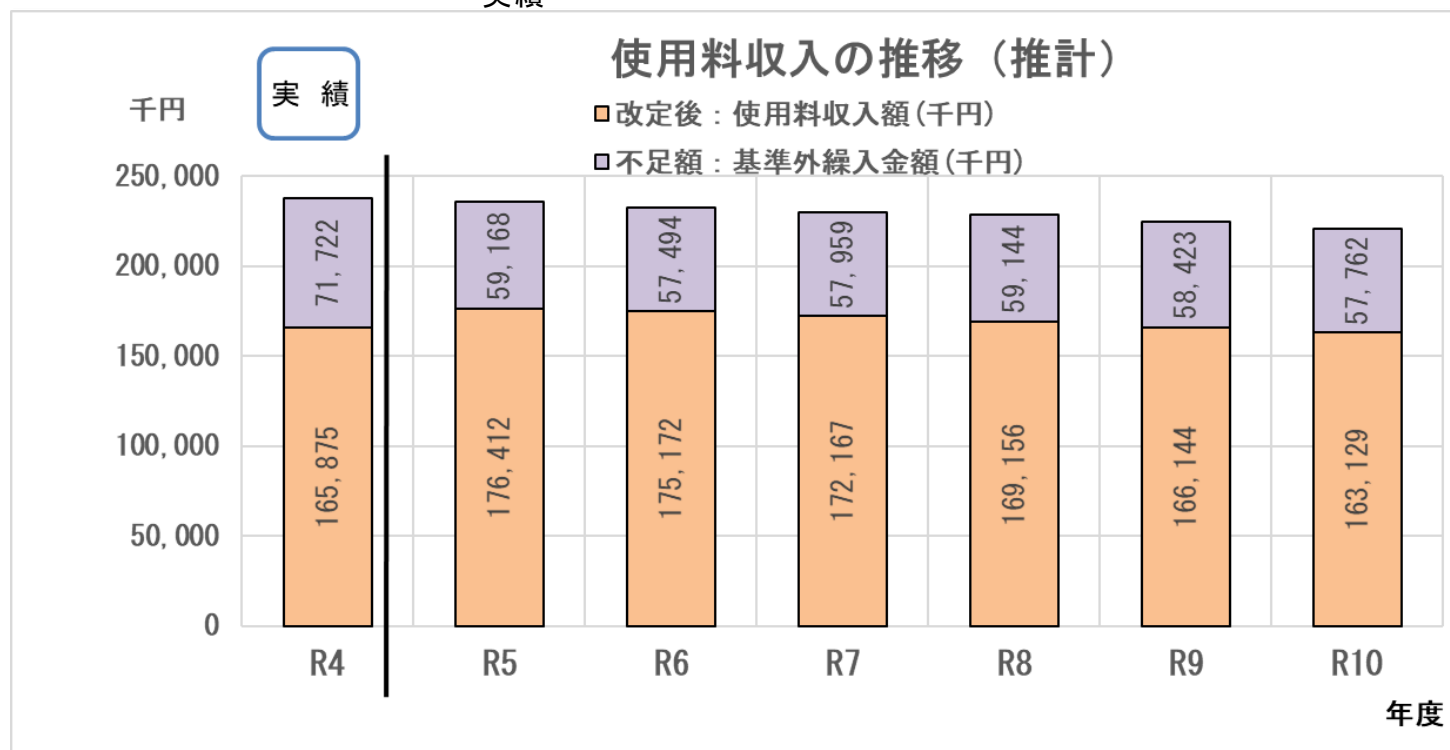


下水道使用料の算定について

改正案：A案

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R6~R10	平均
改定前：使用料収入額(千円)	165,875	163,128	160,378	157,626	154,870	152,112	149,352	774,338	154,868
改定後：使用料収入額(千円)	165,875	176,412	175,172	172,167	169,156	166,144	163,129	845,768	169,154
改定後：増額(千円)	0	13,284	14,794	14,541	14,286	14,032	13,777	71,430	14,286
不足額：基準外繰入金額(千円)	71,722	59,168	57,494	57,959	59,144	58,423	57,762	290,782	58,156
有収水量 [m ³]	1,583,978	1,569,244	1,570,055	1,555,174	1,540,292	1,525,411	1,510,530	7,701,462	1,540,292
使用料単価	104.72	112.42	111.57	110.71	109.82	108.92	107.99	-	109.80
経費回収率	69.8	74.9	74.4	73.8	73.2	72.6	72	-	73.20

実績

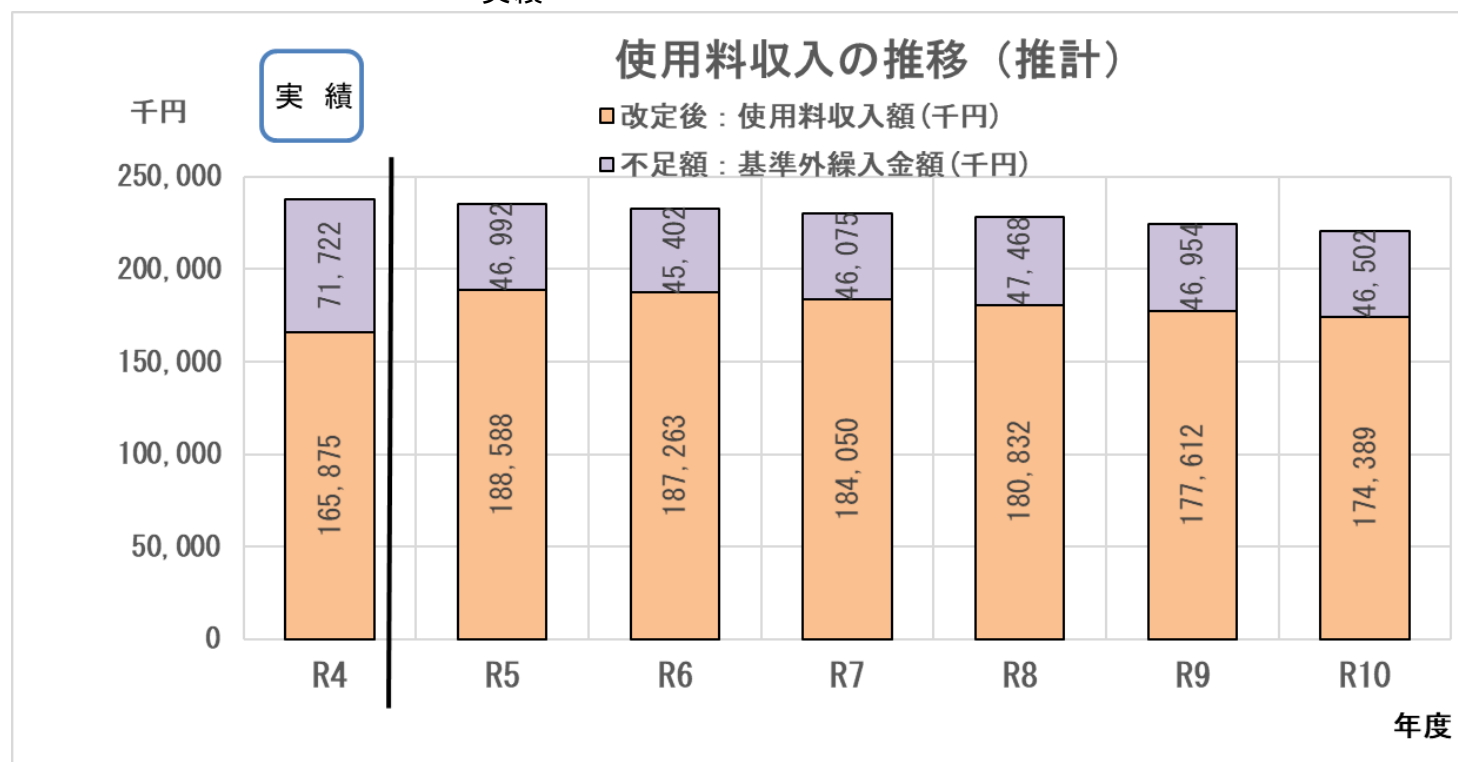


下水道使用料の算定について

改正案：B案

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R6~R10	平均
改定前：使用料収入額(千円)	165,875	163,128	160,378	157,626	154,870	152,112	149,352	774,338	154,868
改定後：使用料収入額(千円)	165,875	188,588	187,263	184,050	180,832	177,612	174,389	904,146	180,829
改定後：増額(千円)	0	25,460	26,885	26,424	25,962	25,500	25,037	129,808	25,962
不足額：基準外繰入金額(千円)	71,722	46,992	45,402	46,075	47,468	46,954	46,502	232,401	46,480
有収水量 [m ³]	1,583,978	1,569,244	1,570,055	1,555,174	1,540,292	1,525,411	1,510,530	7,701,462	1,540,292
使用料単価	104.72	120.18	119.27	118.35	117.4	116.44	115.45	-	117.38
経費回収率	69.8	80.1	79.5	78.9	78.3	77.6	77	-	78.26

実績

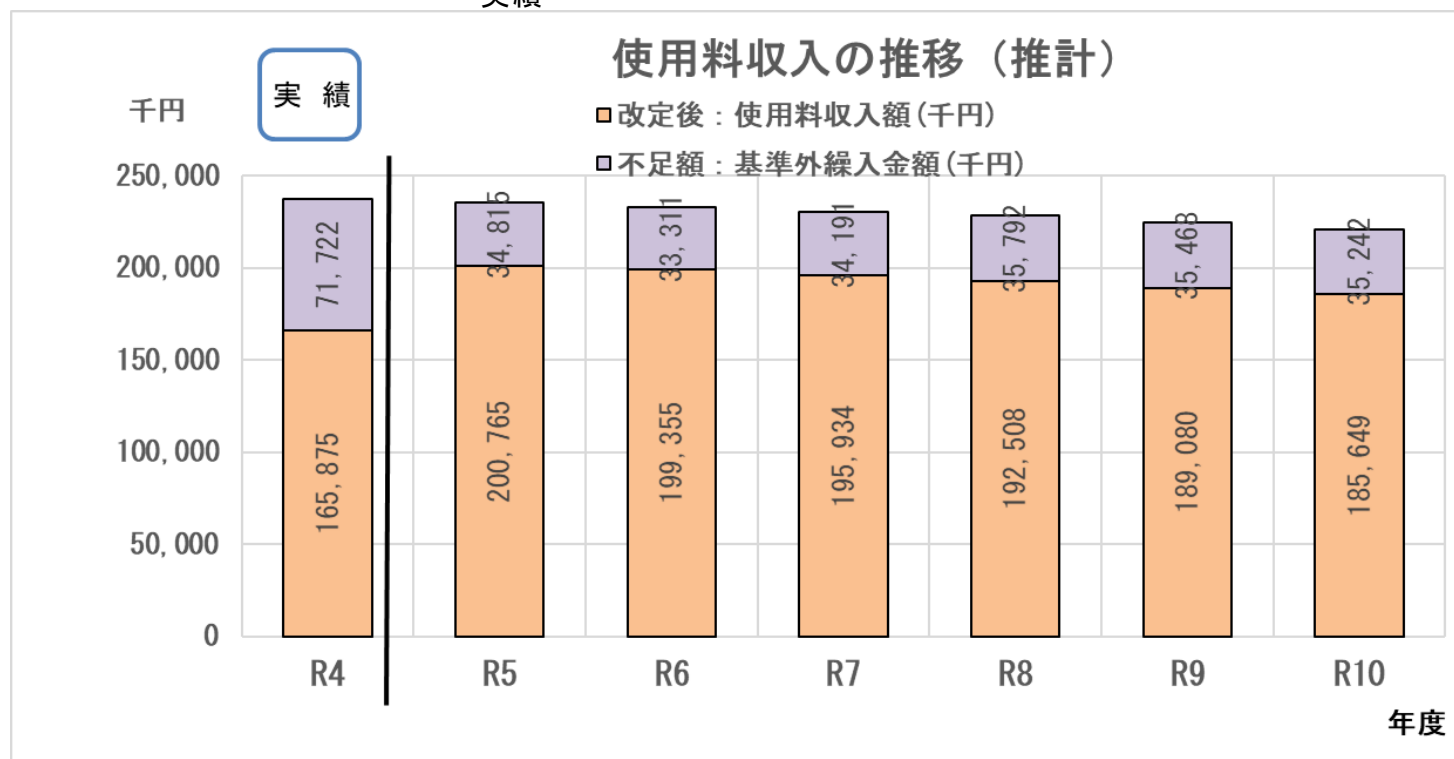


下水道使用料の算定について

改正案：C案

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R6~R10	平均
改定前：使用料収入額(千円)	165,875	163,128	160,378	157,626	154,870	152,112	149,352	774,338	154,868
改定後：使用料収入額(千円)	165,875	200,765	199,355	195,934	192,508	189,080	185,649	962,526	192,505
改定後：増額(千円)	0	37,637	38,977	38,308	37,638	36,968	36,297	188,188	37,638
不足額：基準外繰入金額(千円)	71,722	34,815	33,311	34,191	35,792	35,468	35,242	174,004	34,801
有収水量 [m ³]	1,583,978	1,569,244	1,570,055	1,555,174	1,540,292	1,525,411	1,510,530	7,701,462	1,540,292
使用料単価	104.72	127.94	126.97	125.99	124.98	123.95	122.9	-	124.96
経費回収率	69.8	85.3	84.6	84	83.3	82.6	81.9	-	83.28

実績



参考：近隣市町の基準外繰入金比較

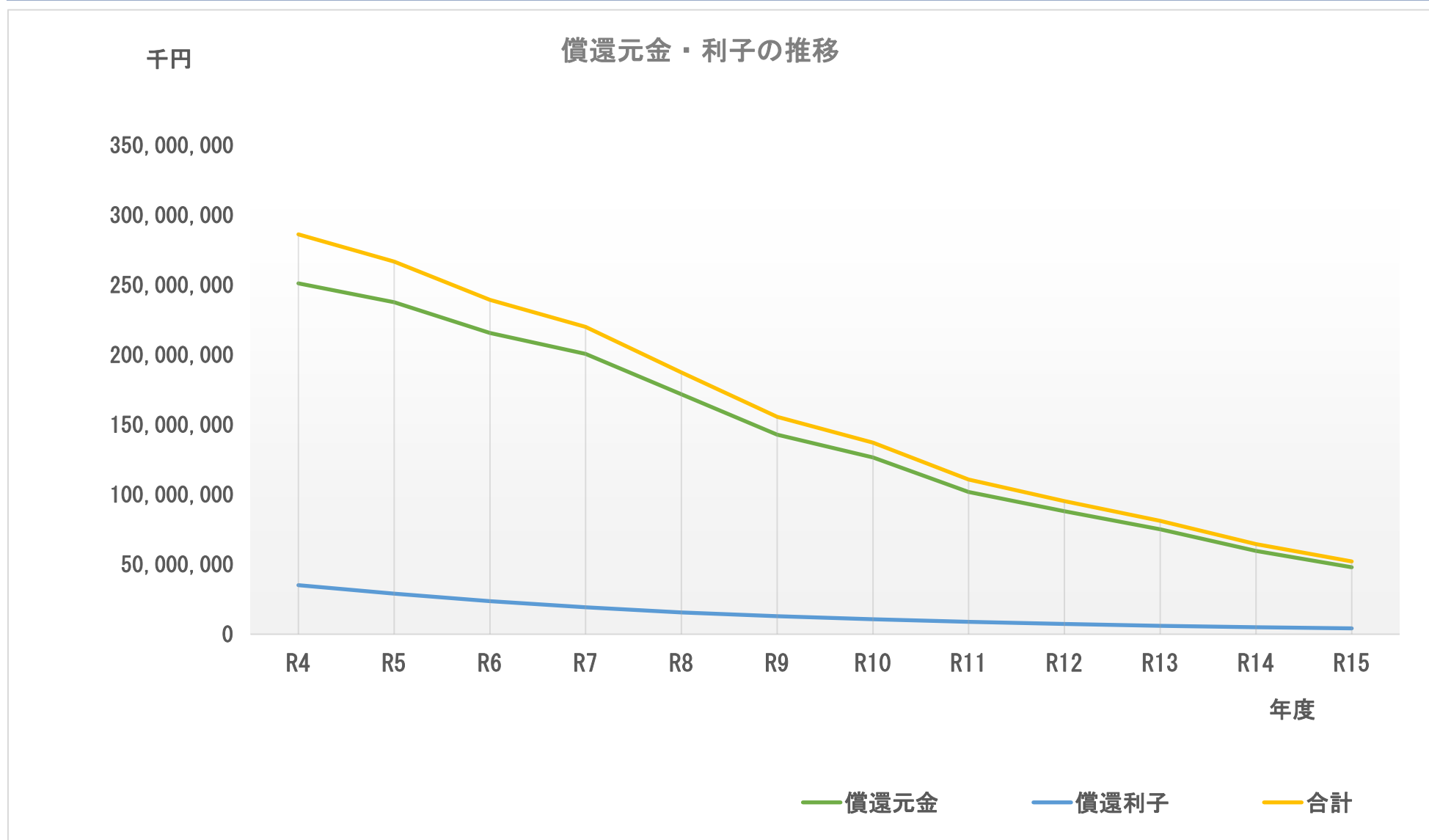
近隣市町の一人当たり基準外繰入金比較(令和3年決算)										
項目	単位	松伏町	宮代町	杉戸町	吉川市	越谷市	三郷市	八潮市	草加市	春日部市
現行使用料改定年月日		平成30年8月1日	平成19年4月1日	平成28年1月1日	平成10年4月1日	令和3年9月1日	令和2年4月1日	平成28年7月1日	平成29年4月1日	平成28年7月1日
現行下水道使用料 20m ³ /月	円	2,035	1,883	1,870	1,870	2,574	2,214	1,980	1,947	2,376
基準外繰入金	千円	133,072	123,743	79,150	0	11,013	177,187	286,525	899,828	1,160,288
処理区域内人口	人	19,731	24,845	28,029	60,913	290,315	123,434	72,920	245,685	209,223
一人当たり基準外繰入金	円	6,744	4,981	2,824	0	38	1,435	3,929	3,663	5,546
下水道使用料単価	m ³ /円	104.92	97.97	100.85	108.94	119.80	117.36	102.05	100.39	125.94
汚水処理原価	m ³ /円	150.00	162.23	116.33	77.50	113.37	150.00	138.70	119.41	142.90
下水道使用料	千円	168,948	228,605	277,812	650,123	3,379,176	1,340,442	1,149,746	2,490,048	2,511,064
汚水処理費	千円	241,529	378,557	320,443	462,538	3,198,006	1,713,262	1,562,701	2,961,631	2,849,128
汚水処理費に対する使用料の割合	%	69.9	60.4	86.7	140.6	105.7	78.2	73.6	84.1	88.1
※一人当たり基準外繰入金 = 基準外繰入金 ÷ 下水道処理区域内人口										

参考：近隣市町の下水道使用料との比較

	現行	A案	B案	C案
自治体	松伏町	松伏町	松伏町	松伏町
50m ³ 使用した場合	4,800	5,200	5,600	6,000
合計（税込み）	5,280	5,720	6,160	6,600
現行との差額	0	440	880	1,320

	参考：近隣市町							
自治体	宮代町	杉戸町	吉川市	越谷市	三郷市	八潮市	草加市	春日部市
50m ³ 使用した場合	4,474	4,600	4,400	5,880	5,066	4,560	4,490	5,640
合計（税込み）	4,921	5,060	4,840	6,468	5,572	5,016	4,939	6,204
現行との差額	-359	-220	-440	1,188	292	-264	-341	924

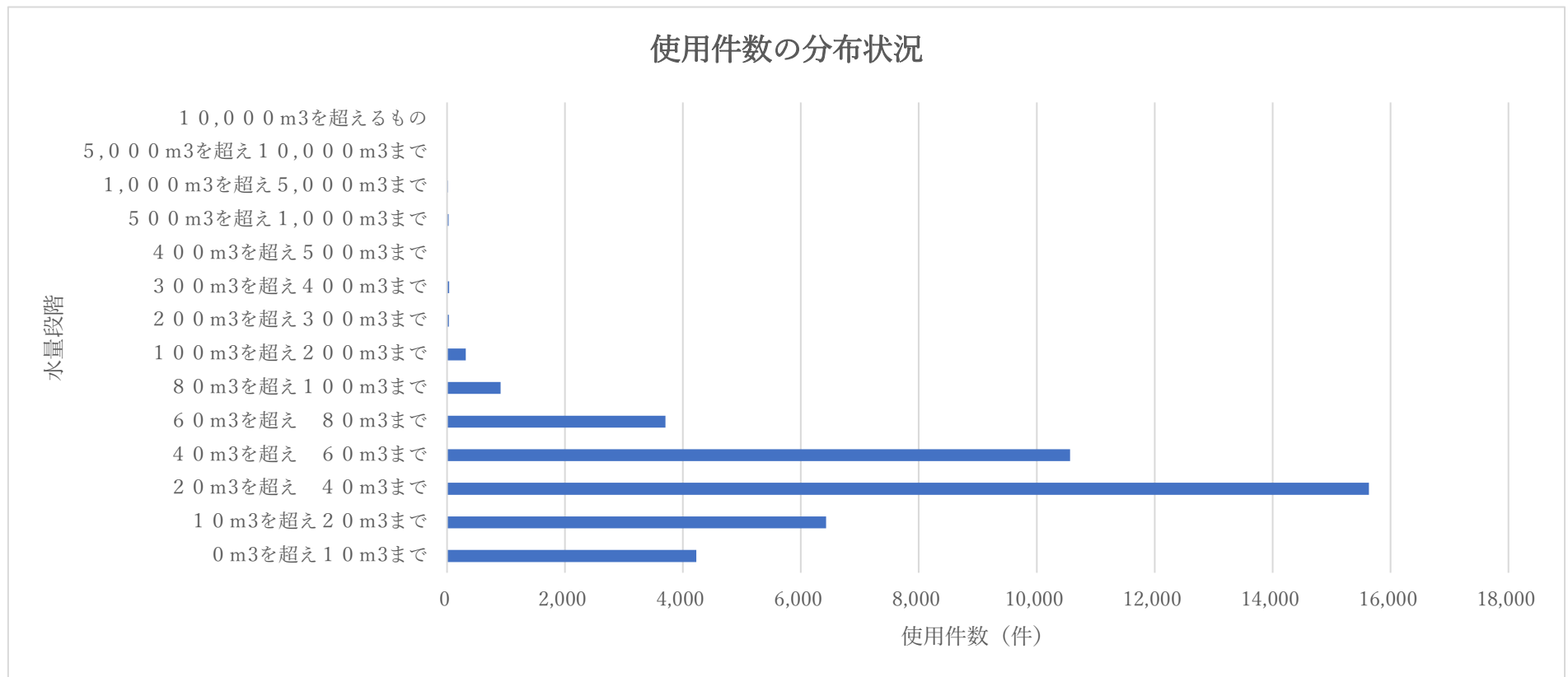
参考：松伏町の償還元金・利子の推移



参考：下水道水量利用：実績

①使用件数

使用件数は、令和4年度の調定件数の実績を示す。水量段階 **20~40 m³** が最も多く **15,633 件** であり、全体の**約 37%**が水量段階 **20~40 m³**の区分に該当する。

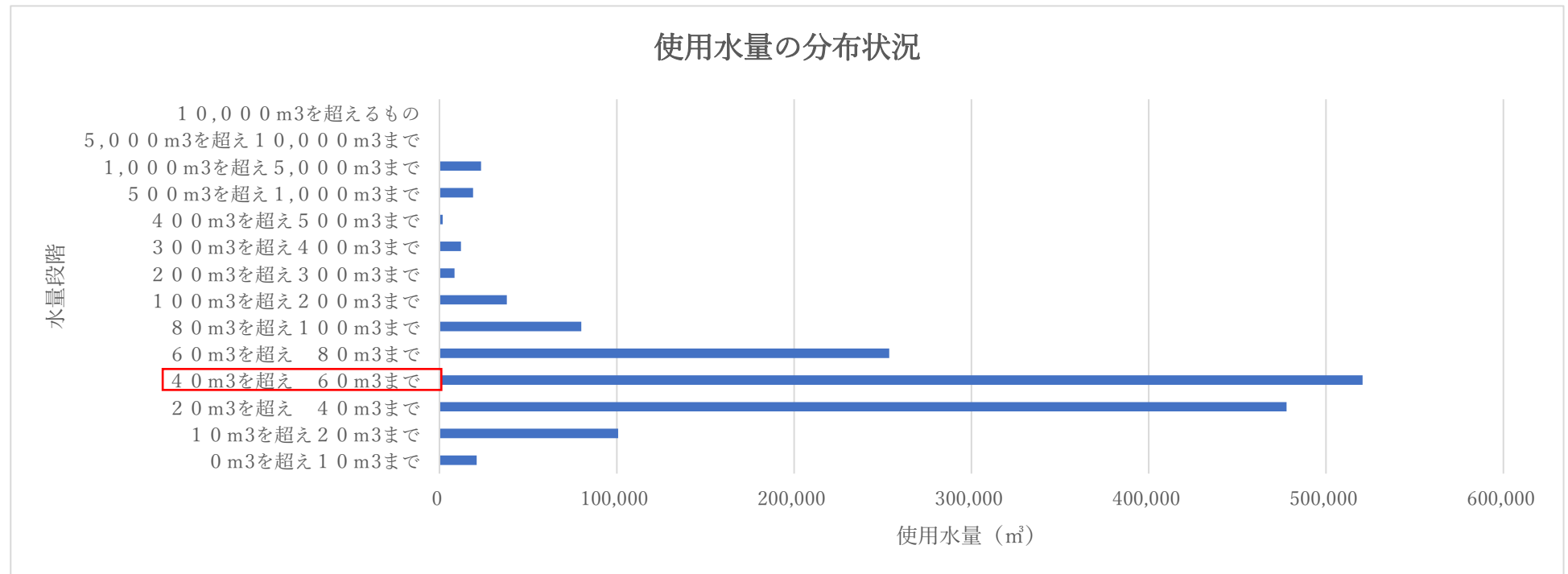


参考：下水道水量利用：実績

②使用水量

使用水量は、令和4年度の調定水量の実績を示す。水量段階 **40~60 m³**が最も多く **520,636 m³**であり、全体の**約33%**が水量段階 **40~60 m³未満**の区分に該当する。

水量段階 **10 m³未満**の区分は、全体の**約1%**である。



参考：下水道水量利用：実績

③使用金額

使用金額は、令和4年度の下水道使用料の実績を示す。水量段階 40～60 m³が最も多く約5,000万円であり、全体の約31%が水量段階 40～60 m³の区分に該当する。

水量段階 10 m³未満の区分は、全体の約4%である。

